

第 11 回東京都人権施策に関する専門家会議 議事概要

開催日時：令和 5 年 4 月 28 日（金曜日）14 時～16 時

開催場所：東京都庁第一本庁舎 33 階特別会議室 S 2（オンライン併用方式）

《出席委員》 石渡和実委員、江上千恵子委員、大江近委員、佐藤佳弘委員、
戸松秀典委員、東優子委員、本澤巳代子委員、山脇啓造委員（以上 8 名）

《欠席委員》 後藤千恵委員、菱山謙二委員（以上 2 名）

議題：

- (1) 第 2 期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画について（報告）
- (2) 「インターネットと人権」について
- (3) 「人権に関する都民の意識調査」の実施案について

議題（1）第 2 期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画について（報告）

- 資料 1 により、担当から概要を説明

議題（2）「インターネットと人権」について

- 資料 3 により、担当から概要を説明
- 委員からの主な意見
 - ・ インターネット上の人権侵害を未然に防止するためには、普及啓発に関する取組を地道に、継続的に実施していくことが重要。
 - ・ 被害者を救済するには、ネット上に掲載された人権侵害表現を削除することが必要。プロバイダ責任制限法の規定により、プロバイダはネット上の人権侵害表現を削除できるが、人権侵害の明白性を判断することは困難なため、現状では裁判手続きによらざるを得ないのが実情で、被害者本人に大きな負担がかかっている。
 - ・ 人権侵害に当たるかは、被害者の申し立てで裁判所が認定をしているが、裁判外での削除が進むよう、都が第三者として審査会などで認定するような仕組みが出来ると良いのでは。
 - ・ 審査会のようにどこかで認定するという事は重要だが、人権侵害であるかを判断する基軸を作ることは容易ではない。
 - ・ 表現の自由等との兼ね合いもあり、裁判で認定しているものを自治体の権限でできるかが課題。

- ・ ネット上の書き込みについては、特定の人を攻撃するケースも多いが、例えば障害者一般を否定するようなものも多く、対応が非常に難しいと感じている。
- ・ 根本的な解決のためには、人権侵害表現の削除では不十分で、発信者情報を特定し、損害賠償請求するなど法的措置まで持って行き、しっかりと対応していく必要がある。
- ・ 現在の法制度を抜本的に変えていくことが必要。国への要望についても、引き続き積極的に取り組んでいくべき。
- ・ 人権意識の問題として、社会に人権侵害情報が流れることを抑制するような雰囲気を作っていく必要がある。

議題（3）「人権に関する都民の意識調査」の実施案について

- 資料4により、担当から概要を説明
- 委員からの主な意見
 - ・ 属性確認の設問について、「婚姻状況」や「職業」の項目で設定されている回答選択肢に、人によって受け取り方が異なるものがあるように思う。誤解を招くことがないように、表現に工夫が必要では。
 - ・ 属性確認の設問のうち、「性別」の項目については、出生時の性を確認するものか、戸籍上の性か、性自認かなど、明確にした方が答えやすいように思う。
 - ・ 人権に対する意識を聞く設問で、人権を意識することの例として、「他人の立場を尊重するなど」と挙げられているが、やや趣旨が異なるような印象を受ける。
 - ・ ヘイトスピーチに関する設問で記載している定義について、障害者や性的マイノリティへのヘイトスピーチも増えているため、範囲を限定しなくても良いように思う。
 - ・ インターネット上の人権侵害を解決するための方策に関する設問で、プロバイダに対して人権についての教育を推進するというのはやや違和感がある。
 - ・ 調査結果を今後の参考としていくためには、都が行っている事業や取組を具体的に挙げて、「この取組を知っているか」、「効果があったと思うか」と聞くと、より良いように思われる。
 - ・ 調査対象者を「18歳以上」としているが、若年層でもSDGsなどへの関心が高まっているように感じており、16歳以上などに対象年齢を広げて良いのでは。